

タイプ指示	施信用	執務期	計
主 信			
件			
区			

発送日	
発信	タイプ 復査

文書課長

### 公 信 案

(分頁)

公 信 番 号	第 号	公 信 日 付	昭 和 年 月 日
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 ア ジ ア 局 長 金 沢 参 事 官 小 林 参 事 官 主 任 北 東 ア ジ ア 課 長	起 案 昭 和 44 年 11 月 6 日	起 案 者 44 内 電 話 番 号 410
受 信 者	在 韓 金 山 大 使		発 信 者 外 務 大 臣
写 送 付 先	(希 望 発 送 日) 月 日		
件 名	厚 遺 骨 保 管 の 旧 軍 人 軍 属 韓 国 人 遺 骨 の 送 還 に つ い て		

厚生省保管の旧軍人軍属韓国人

遺骨の送還に關し、

10月27日付書信政才3418号末段  
に關し、當方に送還に關し、本件遺骨の<sup>引渡方針</sup>所有権

~~を以て、その引渡に對する請求権~~に關し、本省法

規課、法務省民庫局及び厚生省授護局等に

検討中との事、下記趣向表に關し、書

館に送附し、調査の上、速急回答方相煩

わりたい。

なお、御如おなきにておびら 本件調査  
に當つては、韓国側には内容とせしむる  
右念のため。

記

1. 韓国民法第996条は「…… 族譜と  
祭具の所有者は、主相続人がこれを  
承継する」とあるに於て、この祭祀に相  
継する人はわが国の戸籍筆頭人と  
同意義であるか。

2. 宗親会について。

(1) 宗親会は、上述の祭祀を相継し  
て戸生の集りで、その会長は、それら  
戸生の宗家としての所謂大戸生である  
のか。

(ロ) 宗親会は、朝鮮全土の全宗親について  
韓国内に存在するものか。

(ハ) 宗親会は、従来韓国の慣習として  
宗親を相續する宗親と認められているものか。

~~宗親~~